

習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)

習志野市

平成 26 年 10 月策定

平成 28 年 4 月改定

令和〇年〇月改定

目次

はじめに	- 3 -
1. 市行動計画の作成	- 3 -
2 市行動計画の改定	- 3 -
3 新型コロナ感染症の対応経験	- 3 -
I 総論	- 5 -
1. 新型インフルエンザ等の基本方針	- 5 -
(1) 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	- 5 -
(2) 実施上の留意点	- 6 -
2. 推進のための役割分担	- 10 -
(1) 国の役割	- 10 -
(2) 県の役割	- 10 -
(3) 市の役割	- 11 -
(4) 医療関係団体(三師会)・医療機関の役割	- 11 -
(5) 指定(地方)公共機関の役割	- 11 -
(6) 社会福祉施設等	- 12 -
(7) 登録事業者の役割	- 12 -
(8) 一般の事業所の役割	- 12 -
(9) 個人の役割	- 12 -
3. 行動計画の対策項目と横断的視点	- 14 -
(1) 対策項目	- 14 -
(2) 横断的視点	- 16 -
4. 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	- 17 -
(1) 有事のシナリオの考え方	- 17 -
(2) 感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとの対応の大きな流れ)	- 17 -
5. 行動計画等の実行性確保	- 19 -
(1) 新型インフルエンザ等への備えの機運(モメンタム)の維持	- 19 -
(2) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施	- 19 -
(3) 定期的なフォローアップと必要な見直し	- 19 -
II 各論	- 20 -
1. 実施体制	- 20 -
第1節 準備期	- 20 -
第2節 初動期	- 21 -
第3節 対応期	- 22 -
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	- 25 -
第1節 準備期	- 25 -

第2節 初動期	- 26 -
第3節 対応期	- 28 -
第3章 まん延防止.....	- 31 -
第1節 準備期	- 31 -
第2節 初動期	- 31 -
第3節 対応期	- 31 -
第4章 ワクチン.....	- 35 -
第1節 準備期	- 35 -
第2節 初動期	- 39 -
第3節 対応期	- 41 -
第5章 保健	- 44 -
第1節 準備期	- 44 -
第2節 初動期	- 44 -
第3節 対応期	- 44 -
第6章 物資	- 46 -
第1節 準備期	- 46 -
第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保.....	- 47 -
第1節 準備期	- 47 -
第2節 初動期	- 47 -
第3節 対応期	- 47 -
用語集	- 50 -
資料編	- 55 -
1. 習志野市新型インフルエンザ等対策審議会	- 56 -
2. 習志野市危機管理に関する庁内検討委員会	- 60 -
3. 習志野市新型インフルエンザ等対策本部条例エラー! ブックマークが定義されていません。	
4. 新型インフルエンザ等対策特別措置法(抜粋)	- 65 -

はじめに

1. 市行動計画の作成

国は、2005年（平成17年）、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、千葉県は同年11月に「千葉県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定、本市は2006年（平成18年）3月に習志野市新型インフルエンザ対策行動計画を策定した。

その後、数次にわたり改定を行ってきたが、2012年（平成24年）5月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）に基づく行動計画とするため、国は2013年（平成25年）6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を策定し、県では同年11月に「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を策定、本市は2014年（平成26年）10月に「習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という）を策定した。

市行動計画は、政府行動計画及び県行動計画を踏まえた本市における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すものであり、市行動計画を基にマニュアル等を作成するなど、具体的な対応を図るものとする。

2 市行動計画の改定

市行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の知見を取り入れ隨時見直す必要し、政府行動計画及び県行動計画が改定された場合も、適時適切に改定を行うものとする。

さらに、2016年（平成28年）4月には、機構改革を踏まえ市行動計画を改定した。

また、2024年（令和6年）7月、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ感染症」という。）の対応や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、政府行動計画の抜本的な改定が行われ、2025年（令和7年）3月、県行動計画が改定、2026年（令和8年）〇月、市行動計画についても抜本的な改定を行った。

3 新型コロナ感染症の対応経験

2019年（令和元年）12月末、中国・武漢市で肺炎が集団発生し、翌月2020年（令和2年）1月9日、新型コロナウイルスによるものであるとWHOが発表した。同月16日、国内で初めて、新型コロナウイルス関連の肺炎患者（武漢市滞在歴有）の確認が発表された。

千葉県は、同月23日に知事を長とする「千葉県健康危機管理対策本部」を設置、3月26日に、国はまん延のおそれを背景に特措法に基づく新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）の設置を受け、同日、千葉県新型コロナ感染症対策本部（以下「県対策本部」という。）を設置した。

本市においては 2 月 23 日に市長を長とする習志野市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、新型コロナの感染症法上の位置づけが5類感染症に変更される 2023 年(令和5年)5 月8日までに計 41 回、本部会議を開催した。

その間、政府対策本部による「新型コロナ感染症対策の基本的対処方針(基本的対処方針)」(複数回変更)を踏まえ、感染者数の増減(2022 年(令和4年)7月最大新規感染者数:約 11,700 人/日)や変異株(デルタ株・オミクロン株等)により複数の流行が繰り返された。

このような中、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置への対応、感染症対策に関する各種情報提供、庁舎を含めた市内公共施設の利用制限や解除、個人や事業者に対する給付金等の生活支援、ワクチン接種の実施、行動制限の段階的緩和など、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、様々な対応に取り組んだ。

今般、3年超にわたって特措法に基づき新型コロナ対応が行われたが、この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機が、市民の生命及び健康だけではなく、経済や社会生活を始めとする市民生活の安定にも大きな脅威となるものであったことである。

新型コロナ対応では、全ての市民が、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなり、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、危機管理として社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにした。そして、感染症危機は、決して新型コロナ感染症対応で終わったわけではなく、次なる感染症危機は将来必ず到来するものであることを認識し、新たな感染症に対応できるよう、平時からの情報収集と準備に努め、関係機関とともに社会全体で対応することが重要である。

I 総論

I. 新型インフルエンザ等の基本方針

(1) 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することや、発生そのものを阻止することは不可能であり、病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命及び健康、地域経済にも大きな影響を与えることかねない。

新型インフルエンザ等については、長期的には多くの市民が罹患することが考えられるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうことを念頭におきつつ、本市としては、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2点を主たる目的及び基本的な戦略として対策を講じていく。

① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- 基本的な感染対策などの周知協力を通じて感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせることで、医療体制の整備等や国が行うワクチン製造等のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくて、医療体制の負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、治療を必要とする患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

② 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び地域経済活動への影響を軽減する。
- 地域での感染対策や、通勤・出勤形態の工夫等により、欠勤者の数を減らす。
- 業務継続計画の作成・実施により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならぬ。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

本計画においては、発生した感染症の特性を踏まえ、様々な状況に対応できるよう、本市の特性を加味し、対策に取り組む。

【本市の特性】

本市は、東京湾に面した千葉県北西部に位置し、千葉市・船橋市・八千代市に隣接し、面積20.99 km²、県内でも小さな面積、高い人口密度となっている。

主要交通である鉄道が市内中心部を横断し、5路線7駅（内、乗り換え駅3駅）が設置され、鉄道へのアクセスが大変優れており、東京都への通勤通学者の比率が高い。

京葉道路・東関東自動車道の高速道路、国道14号・国道357号の国道等、数多くの道路や谷津船橋インターチェンジが設置され、交通網が発達しており、都心まで約30分、成田空港まで約40分と交通至便な地域となっている。

西部地区には、ラムサール条約に登録されている谷津干潟があり、渡り鳥の飛来する場所となっている。

また、住みやすい地域社会をつくるために、町会・自治会等やまちづくり会議の自治組織が地域のまとめ役として役割を果たし、民生委員・児童委員、高齢者相談員などは、地域に根ざしたきめ細かい活動を展開している。

習志野市社会福祉協議会は、公共性・公平性の高い、市民に最も身近に関わる社会福祉法人として、地域福祉を推進する中心的役割を担っている。

そこで、本市においては、地理的特性、地域的特性、科学的知見、人の移動等及び国や他自治体の対策を視野に入れながら、医療体制、受診行動の特徴、関係団体や地域組織等との関係も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた対策に取り組むこととする。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、その他の状況等を踏まえ、人権への配慮、対策の有効性や、実行の可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択する。

（2）実施上の留意点

本市と県及び近隣市町村等は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

①平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下のアからウまでの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進等を行う。

ア 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起り得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

イ 関係者や市民への普及啓発と訓練等を通じた不斷の点検や改善

感染症危機は必ず起り得るものであるとの認識を、広く感染症対策に携わる関係者や市民に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、市対策本部の運営訓練を通じて、平時の備えについて不斷の点検や改善を行う。

ウ リスクコミュニケーションの備え

平時からの備えの充実をはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、関係者によるリスクコミュニケーションについて平時から取組む。

②感染拡大防止と経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び地域経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的及び精神的に健康並びに社会的に健全であることを確保することが重要である。このため、以下のアからエまでの取組により、感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び地域経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じる。

ア 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めた国・県等からの包括的なリスク評価をもとに、可能な限り科学的な根拠に基づき対応する。

イ 医療提供体制と市民生活及び地域経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には医療提供体制で対応できるレベルに、感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。国・県等からのリスク評価を基に、適時適切に感染拡大防止対策を行う。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や地域経済等に与える影響にも十分留意する。

ウ 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、国及び県のリスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策を切替える。

エ 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力を得るための配慮が重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるため、分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、市民が適切な判断や行動をとれるようにする。

③基本的人権の尊重

県及び市は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限の実施に伴い、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため、必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも市民に対して十分に説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心をできる限り確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

④危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、感染性や病原性の程度、ワクチンや治療薬等が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともありますと想えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

⑤関係機関相互の連携協力の確保

習志野市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、県対策本部及び近隣市町村の対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。市対策本部長は、必要に応じて千葉県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

⑥高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において、必要となる医療体制等については、以下の内容を踏まえ、有事に備えた準備を行うよう県と共に働きかける。

- 協力医療機関や嘱託医と連携した、施設や各運営法人等による自主的な体制の構築
- 研修や訓練等を通じた、施設職員の感染拡大防止に係る知識や認識の向上
- 感染対策に係る情報提供や感染状況を踏まえた必要な支援等を、速やかに行うための連絡体制の強化

○ 感染防止対策に係るマニュアルやチェックリスト等の作成や周知

⑦感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国、県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

⑧記録の作成や保存、公表

市は、新型インフルエンザ等の発生以降、対策の実施に係る記録を作成し、保存し公表する。

2. 推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を、的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国はWHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努め、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチン、診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

平時には、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び当該閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の、所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 県の役割

国が定める基本的対処方針に基づき、県域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担い、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関して、都道府県が主体的な判断と対応を行う。

平時に於いて医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関若しくは医療機関又は宿泊施設等と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制や宿泊療養体制を構築するなど、医療提供体制、保健所、検査、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。

こうした取組においては、千葉県では、保健所設置市、感染症指定医療機関等で構成される千葉県感染症対策連携協議会（以下、「連携協議会」という。）等を通じ、予防計画に基づく取組状況を毎年国に報告し、進捗確認を行う。さらに、県は、地域の健康危機管理体制の充実強化を図ることを目的に、保健所を中心とした関係機関間の連携を強化するため、保健所管内の三師会、

病院、訪問看護、看護協会、管内各市の健康主管課や教育委員会、市消防本部、習志野保健所で構成される地域健康危機管理推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、有事の際の適切かつ迅速な情報交換等を可能とするべく、平時からの地域におけるネットワークづくりを推進する。

その他、平時から衛生研究所等や感染症指定医療機関等、高い専門性を有する関係機関間の連携の強化に努める。

これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

（3）市の役割

市は、住民に最も近い行政単位として、住民に対する情報提供やワクチンの接種、生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、適切かつ迅速に行うため、特措法に基づいた行動計画を策定し、地域の実情に応じた必要な対策を推進する。また、対策の実施に当たっては、県や近隣市と緊密な連携を図る。

さらに、市は、県が主催する推進会議に参加し、有事の際の適切かつ迅速な情報交換ができるよう、平時からのネットワークづくりに努める。

（4）医療関係団体（三師会）・医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、平時から地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定に積極的に取り組み、研修や訓練を通じて適宜見直しを行うこと及び、推進会議等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

（5）指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、特措法第2条第6項及び第7項に規定されている電気又はガスの供給、輸送、通信等の公益的事業を営む法人を指し、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 社会福祉施設等

社会福祉施設等においては、感染や重症化しやすいグループが共同生活を送っていることから、施設管理者、従業員及び施設利用者が正しい知識を理解し、平時から感染予防策を講ずることで、施設内への持ち込みを防ぐことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、積極的な感染拡大防止策を講ずると共に、患者への早期対応や重症化した際の対応可能な医療機関への移送等、施設利用者の安全を確保する必要がある。各施設においては、「インフルエンザに関する特定感染症予防指針」に基づいて、施設内に感染症対策委員会を設置し、施設内の感染対策の指針を策定するなど、組織的に対応できる体制の構築に努める。

(7) 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や、重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(8) 一般の事業所の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努めるなど、対策を行う必要がある。

(9) 個人の役割

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、基本的感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、国内、県内の発生の状況や国、県、市などが実施している具体的対策等についての正しい情報を得た上で冷静に対応し、感染予防や感染拡大を抑えるために個人でできる対策を実施するよう努める。

【関係団体・市民団体の役割（社会福祉協議会・町会・自治会・民生委員・児童委員・高齢者相談員・消防団等）】

市に協力して、情報が届きにくい人に配慮した情報提供や、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者に対し、必要に応じて支援を行うよう努める。

3. 行動計画の対策項目と横断的視点

(1) 対策項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する、具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切り替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

①実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、本市では新型インフルエンザ等対策を「習志野市の危機管理指針」における4つの危機(①災害、②武力攻撃事態等及び緊急対処事態、③新型インフルエンザ等感染症、④その他)のうちのひとつとして位置付け、庁内検討委員会において、市行動計画等の作成及び事前の進捗状況確認等により、関係部局における認識の共有を図るとともに、全庁一体となった取組みを推進する。

そのため、平時から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保や職員の育成に努め実践的な訓練等を通じて対応能力を高める。

新型インフルエンザ等の発生時には、平時における準備を基に、国・県等からの包括的なりスク評価を基に、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

②情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、国・県から収集した包括的なりスク評価を基に、科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、平時から新型インフルエンザ等対策推進の目的を周知するとともに、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、時期に応じたリスクコミュニケーションの体制整備や取組を進めることが必要である。

③まん延防止

新型インフルエンザ等のまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑

制し、治療を要する患者数を医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

一方で、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、国、県からの包括的なリスク評価や発生状況に応じて、対策の効果と影響を総合的に勘案することが重要である。

④ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。市は県と共に、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から予防接種のデジタル化を踏まえたDX化を進め、接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する国、県からの新たな知見を踏まえ柔軟な運用を行う。

⑤保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を守る必要がある。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。必要に応じて、県から協力依頼を受けた時は、療養者への生活支援などに協力する。

⑥物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。

感染症対策物資等の不足により、行政サービス等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

このため、感染症対策物資等が十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。平時から感染症対策物資等の備蓄等を推進する。

⑦市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、市は県と共に、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、市民生活及び地域経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

(2) 横断的視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の①から③までの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりである。

①人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。

日頃から訓練や研修を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。

このほか、リスクコミュニケーションを含め、感染症対応業務に関する研修及び訓練の実施や、平時からの感染症対応部門と危機管理部門との連携や連動等が求められる。

新型コロナ対応の経験をまとめ、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要であることから、必要な研修及び訓練に取り組む。

②県及び近隣市との連携

新型インフルエンザ等への対応では、市域の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は近隣市との広域的な連携などについても、平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生の初期段階からの迅速な対応を可能にするためには、国及び県から共有される新型インフルエンザ等に関するデータや包括的なリスク評価を踏まえ、感染症危機に対応することとなるため、平時から県との連携体制やネットワークの構築に努める。

③DX の推進

新型コロナ対応を踏まえ、医療 DX や予防接種のデジタル化を含め、感染症危機対応に備えた DX を推進していくことが不可欠である。

こうした取組を進めていくに当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、市民一人ひとりへの適時適切な情報提供・共有を行うことが重要である。

市では、今後国、県が行う DX 推進のためのあらゆる取組に協力することとし、今後の感染症危機に備える。

4. 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ①特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ②病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする
- ③国、県から共有される情報を基に、状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④病原体の変異による病原性や感染性の変化及び、これらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては具体的な対策内容を記載する。新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述の(1)の有事のシナリオの考え方をも踏まえ、感染症の特性、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴をも踏まえ、感染症危機対応を行う。

○ 初動期(A)

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

対応期については、以下の B から D までの時期に区分する。

○ 対応期:封じ込めを念頭に対応する時期 (B)

政府対策本部及び県対策本部の設置後、国内（県内）での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、国が定める基本的対処方針も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始する。）

その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切替えの観点から、以下のように区分する。

○ 対応期:病原体の性状等に応じて対応する時期 (C-1)

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

○ 対応期:ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 (C-2)

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）。

○ 対応期:特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 (D)

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び、新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、II.各論において、それぞれの時期に必要となる対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」(C-1)においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」(C-2)については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」(D)を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特にこどもや若者、高齢者の場合に必要な措置

等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

5. 行動計画等の実行性確保

(1) 新型インフルエンザ等への備えの機運(モメンタム)の維持

市行動計画は、新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、平時からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことことが重要である。

新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運(モメンタム)の維持を図る。

(2) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。市は県とともに、訓練の実施やそれに基づく点検や改善に取り組むよう、関係機関にも働き掛けを行う。

(3) 定期的なフォローアップと必要な見直し

訓練の実施等により得られた改善点や、感染症法に基づく千葉県感染症予防計画や医療法に基づく千葉県保健医療計画の定期的な見直し等による制度の充実、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、対応マニュアル等の関連文書について、必要な見直しを行う。

II 各論

新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制¹

第1節 準備期

I-1 実践的な訓練の実施【健康福祉部・総務部・全部局】

政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた対策本部訓練等の実践的な訓練を実施する。

I-2 市行動計画等の作成や体制整備・強化【健康福祉部・総務部・全部局】

- ①市は、県の支援の下、実効性ある市行動計画を作成・変更する。市行動計画を作成・変更するため、感染症に関する専門家、有識者、関係行政職員、市職員、その他市長が必要と認める者を委員とする習志野市新型インフルエンザ等対策審議会を設置し、市行動計画等の作成見直しにおいて調査審議を行う。
- ②全市一体となった対策の実施のため、関係団体・市民団体・事業者・関係機関等との連携体制を整備する。各部局は、相互に連携を図りつつ、行動計画等を実施するために必要な措置を講ずる。
- ③新型インフルエンザ等の発生時において、強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更し、各部局の重要業務を継続する体制を整える。特に指定管理施設や委託事業を所管する課は平常時より事業所と協議し、業務継続計画を実施できるよう連携を図る。
- ④市は、県主催の研修等を積極的に活用しつつ、新型インフルエンザ等の感染症対策に携わる府内担当者会議を定期的に開催し、感染症発生時における職員の育成・対応能力の向上を図る。
- ⑤感染状況により短期間で準備が必要な場合や、感染拡大により一時的に業務量が過多となる場合を想定し、連絡室設置の際の配置職員や対策本部への応援職員、ワクチン接種推進チーム等を予め指定し応援体制を整備する。

I-3 国・県・関係機関との連携の強化【健康福祉部・総務部】

- ①市は、県と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ②市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、三師会等の医療関係団体や、関係機関との連携体制を構築する。
- ③県から感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から必要がある場合には、市は準備段階からこれに協力する。

¹ 特措法第8条第2項第1号（対策の総合的な推進に関する事項）及び第3号（対策を実施するための体制に関する事項）

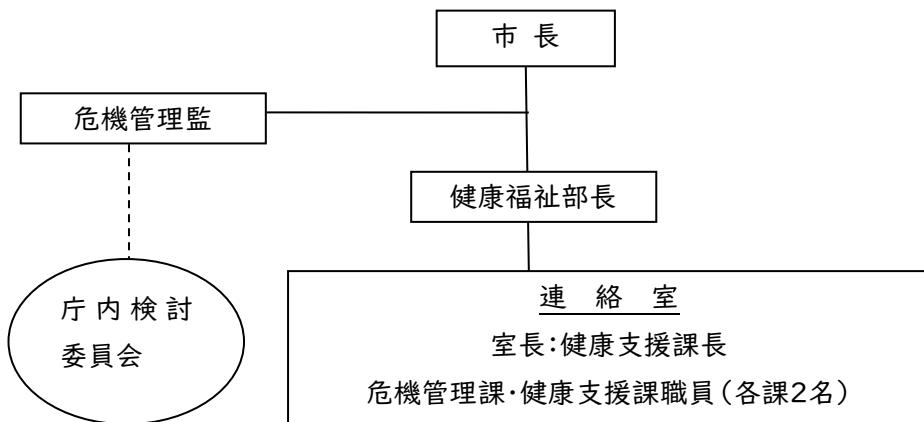
第2節 初動期

2-1 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置【健康福祉部・総務部】

県から、新型インフルエンザ等の発生の疑いがあるとの情報提供や、鳥インフルエンザの人の感染拡大など新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合は、健康支援課と危機管理課からなる「習志野市新型インフルエンザ等連絡室」（以下「連絡室」という）を設置し（図1）、情報の収集・共有・分析を行い、庁内及び市民等への情報共有に努めるとともに、市対策本部設置にむけた準備を行う。

連絡室の長は、健康支援課長とし、健康福祉部長が、連絡室からの情報を市長に報告するとともに、連絡室を指揮・監督する。

図1 習志野市新型インフルエンザ等連絡室



2-2 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置【全部局】

①県対策本部が設置された場合は、必要に応じて、市対策本部を設置することを検討し、市長の判断により新型インフルエンザ等対策に係る対応の準備を進める。

危機管理監は、状況により健康福祉部長に指導・助言とともに、市長に助言し、健康福祉部長からの要請に基づき府内検討委員会を開催する。府内検討委員会は、危機事案に関する情報を共有するとともに、対策本部体制への移行等について協議する。また、府内検討委員会で協議した結果、対策本部体制への移行が必要となった場合は、健康福祉部長が、市長に進言する。

市長を補佐する副市長にも、報告等を行う。

②市は必要に応じて、人員体制の強化が可能となるよう、第1節（準備期）1-2 を踏まえ予め定めた連絡室及び市対策本部への応援職員への協力要請を、市対策本部で決定するなど、全局的な応援体制を進める。

2-3 迅速な対策の実施に必要な予算の確保【全部局】

機動的かつ効果的な感染症対策の実施と、事業者や市民等に対する生活支援等、速やかに

実施できるよう、必要に応じて、対策や支援に要する経費について地方債を発行する²ことを検討し、準備を行う。

第3節 対応期

3-1 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後は、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応【全部局】

- ①市は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等対策の事務の代行を県に対して要請する。
- ②市は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村に対して応援を求める³。
- ③市は、職員自身の感染などにより出勤できる人員が限られるなかでも、事業の実施方法の変更や、オンライン会議への変更など、感染対策を施した実施方法に切り替えるとともに、時差出勤や定時換気の実施など、職員の感染予防対策にも取り組む。
- ④市は感染対策のため、一時的に事業の中止を余儀なくされた事業担当課の職員を、給付金事業など、新たな事業実施を余技なくされ、業務量が増えた担当課に人員を応援させるなど、全庁的に人員を調整する。

3-1-2. 必要な財政上の措置【政策経営部・全部局】

国からの財政支援⁴を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行し、感染症対策の実施に必要な対策を実施するための財源を確保⁵する。

3-2 緊急事態措置の対応等について

3-2-1 緊急事態宣言の手続【健康福祉部・総務部】

特措法に基づく緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市長を本部長とする「市対策本部」(図2)を設置する⁶。

市対策本部は、国・県の対処方針や県内及び市内の患者発生状況を迅速に把握し、庁内の情報共有に努める。また、関係機関等の協力を得ながら、市域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う⁷。

² 特措法第70条の2第1項。

³ 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

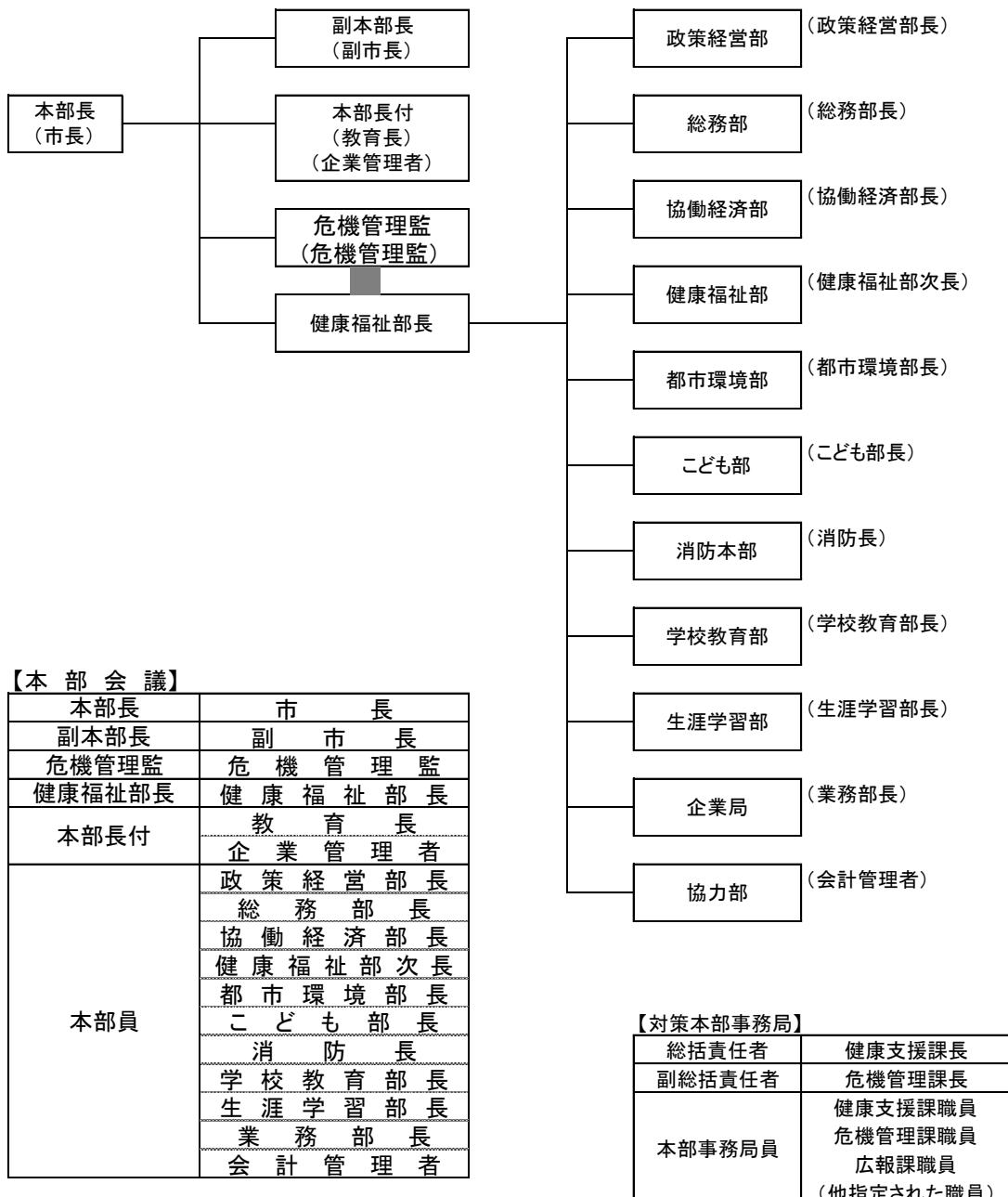
⁴ 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

⁵ 特措法第70条の2第1項。

⁶ 特措法第34条第1項。

⁷ 特措法第36条第1項

図2 習志野市新型インフルエンザ等対策本部組織図 (R7年度)



3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1 市対策本部の廃止【健康福祉部・総務部】

市は県対策本部が廃止されたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する⁸。

⁸ 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

第1章 実施体制

市対策本部廃止後、当面の間は連絡室において、情報収集に努める。

対策の評価を行い、必要に応じ、本市行動計画及びマニュアル等の見直しを行う。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション⁹

第1節 準備期

1-1 平時における市民等への情報提供・共有

1-1-1 感染症に関する情報提供・共有【健康福祉部・総務部・政策経営部・こども部・学校教育部】

国、県から提供された情報をもとに、感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有に努め、市民等への情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。

平時から感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有に努める。媒体等の検討にあたっては、関係機関等の協力の下、外国人、障がい者、高齢者などのうち、情報が届きにくい人への対応に配慮する。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

保育施設や学校、職場等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、健康福祉部とこども部、教育委員会は連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

また、災害等発生時の備えと同様、各家庭における食料・生活必需品等の備蓄の普及についてもあわせて行う。

1-1-2 偏見・差別等に関する啓発【健康福祉部・総務部】

感染症は誰でも感染する可能性があるので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではない。市は法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。

1-1-3 偽・誤情報に関する啓発【健康福祉部・総務部】

感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、市は市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用し、偽・誤情報に関する啓発を行う。

⁹ 特措法第8条第2項第2号イ（新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供）

I-2 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

I-2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備【健康福祉部・総務部・関係部局】

- ①市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。
- ②市は、あらかじめ県と双方向の情報提供・共有の在り方を整理し、新型インフルエンザ等の発生時には関係団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行えるよう努める。

I-2-2 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進【健康福祉部・総務部】

- ①市は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行なうことができるよう、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理し、必要な体制を整備する。
- ②市は新型インフルエンザ等の発生時に市民等からの相談に応じるため、コールセンターや、「新型インフルエンザ等相談窓口」等を設置する準備を進める。
- ③市は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生した場合の基本的な感染対策について、市民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、各種広報媒体等を活用しリスクコミュニケーションの取組を推進するとともに、市民・関係団体・市民団体・事業者・関係機関等に継続的にわかりやすい手法の充実や改善に努める。

第2節 初動期

2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有【全部局】

- ①市は、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的にわかりやすい情報提供・共有を行う。市対策本部の指示により、広報班を編成し、マスメディア等に対し適時適切に情報を提供する。

情報提供の際は、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方など情報が届きにくい人への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行い、市民が適切に判断・行動できるようにする。

また、科学的知見を踏まえて、どのような事項を考慮して、どのように判断がなされたのかなど、対策の決定のプロセスや対策の理由、対策の実施体制を明確にしながら情報提供を行う。

- ②市は、県ホームページ上に掲載された国内外の発生状況、対策の実施状況や、政府関係省庁、他市町村、指定(地方)公共機関の状況を速やかに把握し、適切かつ正確な情報収集を

行う。

③市は準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、県や関係団体等を通じて情報提供・共有を行う。

④市は、市民への情報提供に当たり、提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性とに十分配慮して伝える必要がある。患者等の個人情報やプライバシーの保護、人権に留意しつつ、感染症対策に必要な情報供・共有を行うため、新型インフルエンザ等の発生状況等の公表に当たっては、国の定める公表基準等に則り、適切に対応する。

情報提供の際は、利用可能なあらゆる媒体を活用し、マスメディア・関係団体・市民団体・事業者・関係機関等の協力の下、情報が届きにくい人々に配慮しながら、県内外の発生状況と具体的な対策等について、わかりやすく情報提供する。

情報提供手段の選択については、周知方法による感染拡大防止に配慮し、インターネット環境がない市民にも情報が届くよう、多岐にわたる広報手段を活用する。

【情報提供手段】

- ・防災行政無線（防災行政無線テレホンサービス、ケーブルテレビデータ放送を含む）
- ・習志野市ホームページ
- ・緊急情報サービス「ならしの」
- ・習志野市公式 LINE
- ・広報車
- ・広報「習志野」
- ・町内回覧
- ・チラシの配布 等

2-2 双方向のコミュニケーションの実施【健康福祉部・総務部・政策経営部】

①市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、市民や関係団体の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNS の動向やコールセンター等に寄せられた意見等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

②市は、国からの要請を受けた際は、コールセンター等を設置するよう努める。

2-3 偏見・差別等への対応【健康福祉部・総務部・政策経営部】

感染症は誰でも感染する可能性があるので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控えるなど感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、市、NPO 等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

第3節 対応期

3-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有【全部局】

①市は、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的にわかりやすい情報提供・共有を行う。市対策本部の指示により、広報班を編成し、マスメディア等に対し適時適切に情報を提供する。

情報提供の際は、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方など情報が届きにくい人への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行い、市民が適切に判断・行動できるようにする。

また、科学的知見を踏まえて、どのような事項を考慮して、どのように判断がなされたのかなど、対策の決定のプロセスや対策の理由、対策の実施体制を明確にしながら情報提供を行う。

②市は、県ホームページ上に掲載された国内外の発生状況、対策の実施状況や、政府関係省庁、他市町村、指定(地方)公共機関の状況を速やかに把握し、適切かつ正確な情報収集を行う。

③市は準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、県や関係団体等を通じて情報提供・共有を行う。

④市は、市民への情報提供に当たり、提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性とに十分配慮して伝える必要がある。患者等の個人情報やプライバシーの保護、人権に留意しつつ、感染症対策に必要な情報供・共有を行うため、新型インフルエンザ等の発生状況等の公表に当たっては、国の定める公表基準等に則り、適切に対応する。

情報提供の際は、利用可能なあらゆる媒体を活用し、マスメディア・関係団体・市民団体・事業者・関係機関等の協力の下、情報が届きにくい人々に配慮しながら、県内外の発生状況と具体的な対策等について、わかりやすく情報提供する。

情報提供手段の選択については、周知方法による感染拡大防止に配慮し、インターネット環境がない市民にも情報が届くよう多岐にわたる広報手段を活用する。

【情報提供手段】

- ・防災行政無線(防災行政無線テレホンサービス、ケーブルテレビデータ放送を含む)
- ・習志野市ホームページ
- ・緊急情報サービス「ならしの」
- ・習志野市公式 LINE
- ・広報車

- ・広報「習志野」
- ・町内回覧
- ・チラシの配布 等

3-2 双方向のコミュニケーションの実施【健康福祉部・総務部】

- ①市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、市民や関係団体の理解や協力を得ることが重要であることから、一方の情報提供だけでなく、SNS の動向やコールセンター等に寄せられた意見等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。
- ②市は、国からの要請を受けた際は、コールセンター等を設置するよう努める。

3-3 偏見・差別等への対応【全部局】

感染症は誰でも感染する可能性があるので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控えるなど感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、市、NPO 等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

3-4-1 封じ込めを念頭に対応する時期【全部局】

国内（県内）での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、市民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を確認する。また、市民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、市は、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、県から不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求められた際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすい周知に努める。

3-4-2 病原体の性状等に応じて対応する時期【全部局】

①病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、市民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。

②こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

3-4-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期【全部局】

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点(医療提供体制や感染対策の見直し等)について、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる人々がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。

第3章 まん延防止¹⁰

第1節 準備期

1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等【全部局】

- ①市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには、市民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。
- ②県、市、学校等は、平時から換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、県相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うことなどの有事の対応等について、平時から理解促進を図る。
- ③市は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や、施設の使用制限の要請等、新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。
- ④公共交通機関については、適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛け等が想定される。

第2節 初動期

2-1 国内でのまん延防止対策の準備【健康福祉部・協働経済部】

- ①市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。
- ②市民、社会福祉施設、事業所等に対し、基本的な感染対策に加えて、時差出勤の実施等の感染対策を勧奨する。
- ③新型インフルエンザ等発生時に実施される、個人の感染対策のほか、地域や職場での基本的な感染対策について、周知を行う。

第3節 対応期

3-1 まん延防止対策の内容

国及びJIHS及び県による情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、変異の状況、感染状況及び市民の免疫の獲得の状況等に応じた、まん延防止対策は、市民生活や地域経済活動への影響を考慮する。

県が実施するまん延防止対策の選択肢は、次のとおり。

¹⁰ 特措法第8条第2項第2号口（新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する事項）

3-1-1 外出等に係る要請等【健康福祉部・各部局】

地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まるなどの感染リスクが高まる場所等への外出自粛要請等の周知に協力する。

また、県が、まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことなど要請があった時は、市民一人ひとりが基本的な感染対策を実践し、予防・まん延防止に努めるよう周知に協力する。

3-1-2 基本的な感染対策に係る要請等【健康福祉部・各部局】

市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を周知する。

3-1-3 事業者や学校等に対する要請【協働経済部・こども部・学校教育部・生涯学習部・都市環境部】

① 営業時間の変更や休業要請等

県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請や、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者、又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行う。市は県の要請に対応し、関係者の理解が得られるよう周知に協力する。

② その他の事業者に対する要請

県は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請する。市は、県の要請に対応し、関係者の理解が得られるよう周知に協力する。

③ 学級閉鎖・休校等の要請

県は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、県は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請する。

県から、市立幼・小・中・高等学校等に臨時休業の要請があったときは、臨時休業等の基準（発生状況及び件数に対する対応等）について、新型インフルエンザ等の病原性等を勘

案し、市対策本部で決定し、臨時休業等を適切に行う。市立保育所・他の施設等においては、市対策本部に諮り臨時休所、臨時休業等を適切に行う。

また、市内の私立幼・保・小・中・高・大学等の設置者に対しては、必要に応じ情報提供を行う。

④公共交通機関に対する要請

県は、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛け、等適切な感染対策を講ずるよう要請する。また、夜間の滞留人口を減少させ、人ととの接触機会を減らすため、必要に応じて、公共交通機関等に対し、運行方法の変更等を要請する。市は県からの要請があったときは、コミュニティバスを含めた公共交通機関に対し、利用者へのマスク着用の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう依頼する。

3-2 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

まん延防止対策の実施についての県の考え方は、次の4つの時期に分けた対応とする。

3-2-1 封じ込めを念頭に対応する時期

医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護するため、人ととの接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策の中でも強度の高いまん延防止対策を講ずる。

3-2-2 病原体の性状等に応じて対応する時期

有事には、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等に基づく国及びJIHSによる分析やリスク評価の結果に基づき、対応を判断する。

県は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に応じた対応の考え方は次のとおり。

①病原性及び感染性がいずれも高い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の県民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから強度の高いまん延防止対策を講ずる。

②病原性が高く、感染性が高くない場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指す。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を検討する。

③病原性が高くなく、感染性が高い場合

り患した場合のリスクは比較的低いが、感染拡大のスピードが速い場合は、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、宿泊療養や自宅療養等の体制を確保するとともに、医療機関の役

割分担を適切に見直すことで対応する。

それでもなお、地域において医療のひっ迫のおそれが生じた場合等は、当該状況の発生を公表し、市民等に対して更なる感染拡大防止への協力を呼び掛ける。それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を県に対して要請するか検討する。

④こどもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

こどもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向があるなどの特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。

例えば、こどもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育所等における対策がこどもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。また、こどもの生命及び健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、学級閉鎖や休校等の要請を行う。それでも地域の感染状況が改善せず、こどもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討する。

3-2-3 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の開発・普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。

なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じた対策を講ずる。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う市民生活や地域経済活動への影響を勘案しつつ検討を行う。

3-2-4 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。

第4章 ワクチン¹¹

第1節 準備期

1-1 ワクチン接種に必要な資材【健康福祉部】

市は、平時から予防接種に必要となる可能性のある消耗品や薬剤など、資材の確保方法等を確認し、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

1-2 ワクチンの供給体制【健康福祉部】

市は、ワクチン供給にあたり、管内のワクチン配送事業者を把握し、管内の医療機関と密に連携し、ワクチン供給量が限定された状況に備え、ワクチン供給量に応じた医療機関ごとの配分量を、医師会と共に想定しておく。

1-3 基準に該当する事業者の登録等【健康福祉部・総務部】

市は、特定接種について、国が事業者に対して登録作業に係る周知や事業者の登録を行うにあたり、必要な協力をを行う。

1-4 接種体制の構築

1-4-1 接種体制【健康福祉部・総務部】

市は医師会等の関係者と連携し、速やかな接種を実施するため、個別接種や集団接種、施設集団接種、地域訪問接種など、対象者に合わせた実施方法を検討し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

また、集団接種の実施方法として、民間事業者による集団接種業務委託についても調査し、協定締結も視野に入れ、三師会とともに接種体制の整備に努める。

1-4-2 特定接種【総務部・健康福祉部】

特定接種は、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種である。新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する市が実施主体として、接種が円滑に行えるよう準備期から医師会のほか、民間事業者への委託等を含め接種体制の構築を図る。特に登録事業者のうち、市民生活・地域経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制を構築する。

なお市は、特定接種の対象となり得る市職員についてあらかじめ把握し、厚生労働省宛て

¹¹ 特措法第 8 条第 2 項第 2 号口（住民に対する予防接種の実施）

に人数を報告する。

1-4-3 住民接種【健康福祉部】

住民接種は、特措法第27条の2に基づき、政府対策本部が緊急の必要があると認める時は、基本的対処方針を変更し、重要事項として予防接種法第6条第3項の規定（臨時の予防接種）により、定められた対象者及び期間に迅速な予防接種を実現するため、次の（ア）から（ウ）までのとおり平時から準備を行う。

（ア）市は、国、県等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

市は接種を希望する市民全員が速やかに接種できるよう、準備期の段階から初動期や対応期に求められる対応を想定する。

また、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、日頃から医師会等と連携のうえ、集団接種、個別接種、施設集団接種、地域訪問接種を組み合わせて接種体制を構築する。

①集団接種

集団接種は、接種対象者を1か所に集めて実施するもので、多くの医療従事者が必要であることから、市は集団接種を受託する民間事業者を積極的に活用した業務委託を検討する。

民間事業者への業務委託が難しい場合は、必要な医療従事者数を算定し、医師会や薬剤師会の協力を得てその確保を図り、集団接種の接種体制の構築を進める。

集団接種の接種場所の確保にあたっては、各接種会場に適した対応可能人数の推計と、市民の利便性を加味して検討する。

各接種会場においては、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、調製後のワクチンの保管においては室温や遮光状況や、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の動線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう詳細な配置を検討する。

必要に応じ、想定した接種会場において円滑な接種を実施できるようシミュレーションを行うなど、接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

②個別接種

個別接種は、市内医療機関において接種を実施するもので、日頃から定期的に健診や予防接種を受ける機会がある基礎疾患のある人や、妊婦、幼児、小中学生はかかりつけの医療機関があることが想定される。感染症の流行により、感染症患者による医療機関のひっ迫や、医療従事者の感染などにも配慮し、実施にあたっては医師会と実施方法を検討する。

③施設集団接種

医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の社会福祉施設への入所者数を推計し、集

団接種会場での接種が困難な者が、施設において接種が受けられるよう、介護保険課、障がい福祉課等と連携し、これらの者への接種体制の整備に努める。

④地域訪問接種

在宅医療を受療するなど移動が困難な者については、自宅で接種が受けられるよう、訪問診療を行う医療機関や医師会等と連携し、これらの者への接種体制の整備に努める。

(イ) 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶなど、居住する市以外での接種も可能となるよう取組を進める。

(ウ) 接種券の送付は、年代毎に段階的に通知するなど接種が円滑に進むよう通知方法を検討し、速やかにかつ混乱なく接種予約がとれるよう、簡易で分かりやすい実施方法について、関係団体(医師会等)とともに検討し準備を進める。

I-5 情報提供・共有

I-5-1 市民への対応【健康福祉部・総務部】

市は、予防接種の意義や制度の仕組み、ワクチンの有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について、ホームページや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ&A等の提供など、双方向的な取組を進める。

I-5-2 市における対応【健康福祉部・総務部】

市は、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施のほか、健康被害の救済制度など市民への情報提供を行う。

I-5-3 庁内各部局との連携【健康福祉部・学校教育部】

健康支援課は、予防接種施策の推進に当たり、三師会等の医療関係者及び衛生部局以外の分野、具体的には市内事業者や介護保険課、障がい福祉課との連携及び協力が重要であり、その強化に努める。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、保健体育安全課との連携が不可欠であり、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)第 11 条に規定する就学時の健康診断及び第 13 条第 1 項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用するなど、予防接種に関する情報の周知に努める。

I-6 DX の推進【健康福祉部・総務部】

①予防接種システム(健康管理システム)を、国が整備するシステム基盤と連携し、予防接種事

務のデジタル化が実現するよう、国が示す標準仕様書に沿って、当該システムの整備に取り組む。

- ②市は、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨の際にシステムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。
- ③市は、マイナンバーカードを活用して、電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を把握できるよう、適切な情報提供に取り組む。
- ④電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付するよう準備する。また、接種予約が自ら取れない対象者に対しては、接種日を予め指定し通知する方法など対象者に合わせた対応を検討しておく。

第2節 初動期

2-1 接種体制

2-1-1 接種体制の構築【健康福祉部・総務部】

市は、第1節準備期で準備した予防接種の実施に向けて、接種方法に応じた接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

2-1-2 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討【健康福祉部・総務部】

接種に携わる医療従事者が不足し確保できない場合等においては、歯科医師や診療放射線技師等に接種を行うよう要請するよう県への依頼を検討する。

2-2 ワクチンの接種に必要な資材【健康福祉部・総務部】

市は、準備期に必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

2-3 接種体制

2-3-1 特定接種【総務部・健康福祉部】

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、県及び市は、地域医師会等の協力のほか、民間事業者への積極的な業務委託を活用するなどその確保を図る。

2-3-2 住民接種【健康福祉部・総務部】

①市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、ワクチン流通量に応じた接種の勧奨方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

②接種の準備に当たっては、平時に予防接種業務を所管する健康支援課の体制を大幅に上回る業務量が見込まれるため、必要に応じて庁内にワクチン接種チーム等を設置し、市民対応やワクチン配送などに対応できるよう、全庁的な応援体制をとり実施体制を確保する。

なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

③予防接種を実施するために必要な広報や接種予約、相談窓口、請求支払い事務など業務を洗い出し、各業務に必要な人員数の確保と、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成を行う。

施設集団接種を必要とする場合は、介護保険課や障がい福祉課等が、調整を要する施設数及びその被接種者数を取りまとめ、接種に係る医師等の調整が必要な場合は、ワクチン接種推進チームと連携し行う。

④接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は医師会等の協力を得て、その

確保を図る。

- ⑤市は、接種が円滑に進むよう、医師会、近隣市、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、接種実施医療機関等において、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ市内公共施設など医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。
- ⑥市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、集団接種会場での接種が困難な者が入所施設等で接種が受けられるよう、介護保険課、障がい福祉課、医師会と連携し、施設集団接種等の接種体制を構築する。
- ⑦市は、医療機関等以外の集団接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討し、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、集団接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
- ⑧医療機関等以外の集団接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行う。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診を担当する医師2名、接種を担当する看護師 3~4 名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等のほか、接種後の状態観察の看護師1名をおく。その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当する。
- ⑨接種会場での救急対応として、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるよう救急処置用品（血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等）が必要である。薬剤購入等に関しては医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行い、救急処置用品は適切な管理を行う。
- 重篤な副反応が発生した場合は、速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、医師会や消防本部の協力を得ながら、搬送先となる二次医療機関等を選定して実施するなど、適切な連携体制を確保する。
- ⑩会場の規模やレイアウトを踏まえて、必要物品等を準備する。集団接種でのアルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て市が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、日頃から取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、事前に準備を進める。
- ⑪感染性産業廃棄物が運搬されるまでの間、保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示するなど必要な措置を講じ、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について相談する。
- ⑫感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流

れをつくることや、予診票の記入や問診、診察等接種の流れが滞ることがないよう配慮する。

第3節 対応期

3-1 ワクチンや必要な資材の供給【健康福祉部・総務部】

- ①市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ②市は各市に割り当てられたワクチンの納入量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- ③市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等に協力する。
- ④供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等に協力する。

3-2 接種体制【健康福祉部・総務部】

市は、初動期及び準備期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

3-2-1 特定接種【総務部・健康福祉部】

3-2-1-1 地方公務員に対する特定接種の実施

発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、国が、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員を対象者に、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-2-2 住民接種【健康福祉部・総務部】

3-2-2-1 予防接種体制の構築

- ①市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき接種を進める。
- ②市は、接種の進捗状況等を把握し、接種の実施会場の追加・増設を検討する。
- ③市は、予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材(副反応の発生に対応するためのものを含む。)を確保する。
- ④発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接

種会場に赴かないよう周知するとともに、接種会場においても掲示等により注意喚起し、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

⑤医療従事者、医療機関に入院中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関や施設等において接種を行う（施設集団接種）。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合は、訪問による接種体制を確保する（地域訪問接種）。

3-2-2-2 接種に関する情報提供・共有

- ①市は、市民に分かりやすい予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種状況に関する情報提供・共有を行う。
- ②市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙による接種券を発行する等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- ③接種会場や接種開始日等を、接種対象者のスマートフォン等に電子的に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知する。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、広報習志野への掲載やチラシ等、紙での周知を実施する。
- ④電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する。接種予約が自ら取れない対象者に対しては、接種日を予め市が指定し通知するなど、対象者に合わせた対応とする。

3-2-2-3 接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止する。また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-3 健康被害救済【健康福祉部・総務部】

- ①予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、疾病・障害認定審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。
- ②住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村となる。
- ③市は、被接種者への接種勧奨の際、予防接種健康被害救済制度について情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

3-4 情報提供・共有【健康福祉部・総務部・全部局】

- ①市が実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。
- ②市は、個別医療機関の情報、予約方法、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行う。
- ③パンデミック時においては、定期予防接種の接種率が低下することが予測され、定期予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知を行う。

3-4-1 特定接種に係る対応【総務部・健康福祉部】

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

3-4-2 住民接種に係る対応【健康福祉部・総務部】

- ①市は、実施主体として、市民からの基本的な相談に応じるため、コールセンターを設置する。
- ②住民接種は、緊急に予防接種を実施することとなるため、接種時には次のような状況が予想される。
 - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ ②を踏まえ、広報に当たっては、市は、次のような点に留意する。
 - a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
 - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
 - c 接種の時期、方法など、国民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。

第5章 保健

第1節 準備期

1-1 連携体制の構築【健康福祉部・消防本部】

新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から推進会議等に参加し、意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

1-2 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション【健康福祉部・政策経営部・全部局】

- ①市は、国、県から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、市民に対して情報提供・共有を行う。また、市民への情報提供・共有方法や、コールセンター等の設置を始めとした市民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報を市民に情報提供・共有できる体制を構築する。
- ②市は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である市民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有に生かす方法等を整理する。
- ③市は、感染症は誰でも感染する可能性があるので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。
- ④市は、県と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。

第2節 初動期

2-1 市民への情報提供・共有の開始【健康福祉部・総務部・全部局】

市は、国、県が設置した情報提供・共有のため、ホームページ等による市民への周知、Q&Aの公表、市民向けのコールセンター等の設置等を通じて、速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

第3節 対応期

3-1 有事への移行【健康福祉部・総務部】

市は、新型インフルエンザ等の発生状況等について市民の理解の増進を図るために必要な情報を県と共有する。

3-2 主な対応業務の実施

3-2-1 健康観察及び生活支援【健康福祉部・関係部局】

- ①市は、県から新型インフルエンザ等の患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう求め、定められた期間の健康観察の支援要請があった場合は、速やかに協力する。
- ②市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

3-2-2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション【健康福祉部・全部局】

- ①市は、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や、発生時におけるべき行動等の新型インフルエンザ等の感染症対策等について、市民等の理解を深めるため、分かりやすく情報提供・共有を行う。
- ②市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

第6章 物資¹²

第1節 準備期

1-1 感染症対策物資等の備蓄等【健康福祉部・消防本部】

- ①市は、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等について、備蓄計画を定め計画的に備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねる。
- ②消防本部は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者の感染予防のための個人防護具の備蓄を行う。
- ③企業局は感染症流行時においても、水道の安定的かつ適切な供給に努める必要があるため、作業等従事者の感染予防のための個人防護具の備蓄を行う。

参考:備蓄品目及び備蓄水準

（消防本部と企業局を除く窓口や訪問等に従事する職員が、感染のピーク2週間のうち平日開庁日となる10日間の備蓄分とする。）

品目	枚数
医療用（サージカルマスク）	16,000枚
N95マスク	16,000枚
不織布性ガウン型防護服	16,000枚
ディスポ手袋（薄手）	16,000組
防護服セット（防護服・N95マスク・ディスポ手袋・防水性ガウン・ゴーグル・シューズカバー）	950セット
ヘアキャップ	950枚
アルコール	80ℓ

1-2 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄【健康福祉部】

県との協定締結医療機関は、感染症発生時の対応のため、国が定める備品品目や備蓄水準を踏まえ、個人防護具等、必要な感染症対策物資等を計画的に備蓄・配置に努めるよう呼びかける。

¹² 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）

第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保¹³

第1節 準備期

1-1 情報共有体制の整備【健康福祉部・総務部】

市は、関係機関との連携や庁内部局間の連携のための情報共有体制として、対策本部会議を活用する。

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備【健康福祉部・総務部】

市は新型インフルエンザ等の発生時の支援に係る行政手続きや、市民や事業所等支援金等の給付・交付等についてDXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際、高齢者やデジタル機器に不慣れな人や外国人等も含め、支援対象に迅速に情報が届くようにすることに留意する。

1-3 物資及び資材の備蓄【健康福祉部・総務部・協働政策課】

①市は行動計画及び業務継続計画に基づき、第6章第1節 物資の1-2で備蓄する感染症対策物資等必要な資材を備蓄する。

なお、この備蓄は災害対策基本法の規定による物資及び資材の備蓄と兼ねる。

②新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者や市民に対し、日頃からマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を勧奨する。

1-4 生活支援を要する者への支援等の準備【健康福祉部・消防本部・関係部局】

①新型インフルエンザ等の発生時における高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）や、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握と共にその具体的手段を決めておくよう努める。

②市は県と共に、各地域における官民連携の支援体制の確立や連絡網を整備する等の速やかな連絡体制の構築に努める。

第2節 初動期

2-1 遺体の火葬・安置【健康福祉部・関係部局】

国、県からの要請受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

3-1 市民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1 心身への影響に関する施策【健康福祉部・関係部局】

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により

¹³ 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）

生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を行う。

3-1-2 生活支援を要する者への支援【健康福祉部】

市は国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

3-1-3 教育及び学びの継続に関する支援【学校教育部】

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、市対策本部に諮り、必要に応じ教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

3-1-4 生活関連物資等の価格の安定等【協働経済部】

- ①市は、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、国や県が行う取り組みに必要な協力をを行う。
- ②市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、国や県が行う生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置に必要に応じて協力するなど、適切な措置を講ずる¹⁴。

3-1-5 埋葬・火葬の特例等【健康福祉部】

- ①市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ②市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用し遺体の保存を適切に行う。

¹⁴ 特措法第59条

- ③市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- ④市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合や、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保し、臨時遺体安置所を拡充し、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑤新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、いずれの市においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは、埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるため、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1 事業者に対する支援【政策経営部・協働経済部・関係部局】

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び地域経済の安定を図り、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

3-2-2 市民生活及び地域経済の安定に関する措置【企業局】

水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

用語集

医療機関等情報支援システム（G-MIS）	G-MIS (Gathering Medical Information System の略)は、全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム。
医療計画	医療法第30条の4第1項の規定により県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する県と県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
インフォデミック	信頼性の高い情報とそうでない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。インフォメーションとパンデミックを組み合わせた造語。SNSやネットなどを通じ、噂やデマなどを含めた真偽不明な情報が大量に拡散される現象。
衛生研究所等	地域保健法第26条に規定する調査・研究・試験・検査・情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う県等の機関をいう。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかるいると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	県行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
基本的対処方針	特措法第18条の規定により、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。

協定締結医療機関	感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか1つ以上の医療措置を実施する。
業務継続計画(BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速な蔓延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるとときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定(地方)公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
緊急物資	特措法第54条に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
県等	県及び保健所設置市(地域保健法施行令(昭和23年政令第77号)第1条に定める市)。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障がいから個人を守るために作成・考案された防護具。
サーベイランス	感染症サーベイランスは、感染症の発生状況(患者及び病原体)のレベルやトレンドを把握すること。

JIHS	国立健康危機管理研究機構
指定(地方)公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定(地方)公共機関。電気、ガス、空港管理、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公益的事業を営む法人で政令及び内閣総理大臣公示により、法人が指定されています。
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県知事が指定するもの
重点区域	特措法第31条の6第1項の規定により、国がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示した区域。
住民接種	特措法第27条の2の規定により、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症(感染症法第14条の報告に係るものに限る。)及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。県行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新型コロナウイルス感染症等	感染症法第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。

双方向のコミュニケーション	県、市町村、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、市による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
千葉県感染症対策連携協議会	感染症法第10条の2に規定する主に県と保健所設置市の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、県が設置する組織。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの
特定接種	特措法第28条の規定により、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
特定物資	特措法第55条に規定する緊急事態措置の実施に必要な物資(医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。)であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
パンデミックワクチン	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン
PDCA	Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生

	する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する県等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。リスクコミュニケーションとは、リスクに関する情報を関係者間で共有し、相互に意見交換を行うことで、相互理解を深める活動のことです。具体的には、行政、事業者、消費者、専門家など、リスクに関わる様々な立場の人が、リスクの評価、管理、対策などについて話し合い、認識を一致させることを目指します。これにより、リスクに対する理解を深め、不必要的トラブルを避けることにも繋がります。
臨床像	潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称。

資料編

1. 習志野市新型インフルエンザ等対策審議会
2. 習志野市危機管理に関する庁内検討委員会
3. 習志野市新型インフルエンザ等対策本部条例
4. 新型インフルエンザ等対策特別措置法

Ⅰ. 習志野市新型インフルエンザ等対策審議会

(1) 審議会設置条例

平成 25 年 10 月 2 日

条例第 22 号

(設置)

第1条 本市に新型インフルエンザ等及び感染症対策のため、習志野市新型インフルエンザ等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型インフルエンザ等 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等をいう。
- (2) 感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条の感染症（新型インフルエンザ等を除く。）その他の重篤な感染症をいう。

(職務)

第3条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 新型インフルエンザ等対策に係る行動計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか新型インフルエンザ等対策に関し必要な事項に関すること。
- (3) 感染症対策に関すること。

(組織)

第4条 審議会は、委員25人以内で組織する。

(委員)

第5条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 新型インフルエンザ等及び感染症に関し専門知識を有する者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第7条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第8条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

- 第9条 審議会の庶務は、新型インフルエンザ等対策担当課において処理する。

(委任)

- 第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。

(2) 委員名簿

(令和7年11月1日現在)

氏名	所属または役職名	区分
黒田 文伸	千葉県済生会習志野病院	第1号 新型インフルエンザ等及び感染症に関し専門知識を有する者
服部 一哉	習志野市医師会	
国枝 譲二	習志野市歯科医師会	
宇野 弘展	習志野市薬剤師会	第2号 学識経験者
新井 嘉晴	千葉人権擁護委員協議会習志野支部会	
杉戸 一寿	千葉県習志野保健所 (習志野健康福祉センター)	第3号 関係行政機関の職員
近藤 篤史	習志野市小中学校長会	
奥井 良和	健康福祉部長	
亀崎 智裕	危機管理監	
鈴木 憲一	消防長	第4号 市の職員
小倉 一美	協働経済部長	
三角 寿人	学校教育部長	
浅川 時嗣	習志野市障がい者地域共生協議会	
中濱 大介	習志野市介護保険事業者連絡協議会	
杉山 啓子	習志野市社会福祉協議会	
中臺 光広	習志野市連合町会連絡協議会	
五関 清	習志野市民生委員児童委員協議会	第5号 その他市長が必要と認めた者
鈴木 むつ子	習志野市高齢者相談員	
風見 一輝	習志野市商店会連合会	
岡澤 譲治	習志野商工会議所大型店連絡協議会	
飯田 裕一	習志野市消防団	

(3)検討経過

日程・会場	会議名・議事
令和 7 年12月15日 市庁舎グランドフロア AB 会議 室	令和 7 年度 第 1 回習志野市新型インフルエンザ等対策審議会 (1)習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画改定につ いて
令和 年	
令和 年	

2. 習志野市危機管理に関する庁内検討委員会

(1) 習志野市危機管理に関する庁内検討委員会設置要領

一部改正 平成 26 年 12 月 8 日

平成 28 年 4 月 1 日

平成 30 年 3 月 7 日

(設置)

第1条

習志野市危機管理指針に基づく危機管理の総合的な推進を図るため、習志野市危機管理に関する庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条

検討委員会は、次の各号に掲げる事項について協議及び検討する。

- (1) 危機管理に関する全庁的な情報共有、連絡調整に関すること。
- (2) 習志野市危機管理指針及び計画、マニュアル等の策定や修正等に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、習志野市における危機管理に関し、危機管理監が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条

委員は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条

- 1 検討委員会には委員長及び副委員長を置き、委員長には危機管理監、副委員長には総務部次長の職にある者をもって充てる。
- 2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条

検討委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(関係者の出席)

第6条

委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条

検討委員会の庶務は、総務部危機管理課において処理する。

(委任)

第8条

この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附則

この要領は平成 24 年 6 月 7 日から施行する。

附則

この要領は平成 26 年 12 月 8 日から施行する。

附則

この要領は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は平成 30 年 3 月 7 日から施行する。

別表(第3条)

委員	
1. 危機管理監	9 生涯学習部次長
2 総務部次長	10 消防本部次長
3 政策経営部次長	11 業務部次長
4 協働経済部次長	12 工務部次長
5 健康福祉部次長	13 議会事務局次長
6 都市環境部次長	14 監査事務局次長
7 こども部次長	15 農業委員会事務局長
8 学校教育部次長	16 選挙管理委員会事務局次長

(2) 検討経過

日程・会場	会議名・議事
令和 7 年 7 月 25 日	第 21 回 習志野市危機管理に関する庁内検討委員会 【議題】 ・習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について
令和 7 年	

3. 習志野市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月25日

条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、習志野市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

- 2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。
- 3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。
- 4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議（次項において「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

4. 新型インフルエンザ等対策特別措置法(抜粋)

(平成二十四年五月十一日)

(法律第三十一号)

(目的)

第一条 この法律は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。)その他新型インフルエンザ等の発生の予防及びまん延の防止に関する法律と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

(令三法五・一部改正)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 新型インフルエンザ等 感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症(第六条第二項第二号イにおいて単に「新型インフルエンザ等感染症」という。)、感染症法第六条第八項に規定する指定感染症(第十四条の報告に係るものに限る。)及び感染症法第六条第九項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。
- 二 新型インフルエンザ等対策 第十五条第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された時から第二十一条第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。
- 二の二 特定新型インフルエンザ等対策 新型インフルエンザ等対策のうち、地方公共団体がこの法律及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして政令で定めるものをいう。
- 三 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置 第三十一条の六第一項の規定による公示がされた時から同条第四項の規定により同条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国及び地方公共団体がこの法律の規定により実施する措置を

いう。

四 新型インフルエンザ等緊急事態措置 第三十二条第一項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律の規定により実施する措置をいう。

五 指定行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項に規定する機関

ロ 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第一項並びに国家行政組織法第八条に規定する機関

ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関

ニ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関

六 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局(内閣府設置法第四十三条及び第五十七条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。)その他の国の地方行政機関で政令で定めるものをいう。

七 指定公共機関 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)、国立健康危機管理研究機構、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項に規定する医薬品をいう。以下同じ。)、医療機器(同条第四項に規定する医療機器をいう。以下同じ。)又は再生医療等製品(同条第九項に規定する再生医療等製品をいう。以下同じ。)の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

八 指定地方公共機関 都道府県の区域において医療、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社(地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第一条の地方道路公社をいう。)その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)のうち、前号の政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

(平ニ五法ハ四・令三法五・令三法三六・令四法九六・令五法一四・令五法四七・一部改正)

(国、地方公共団体等の責務)

- 第三条 国は、新型インフルエンザ等から国民の生命及び健康を保護し、並びに新型インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようするため、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- 2 国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進するよう努めるものとする。
 - 3 国は、世界保健機関その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保するとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力を推進するよう努めるものとする。
 - 4 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、第十八条第一項に規定する基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。
 - 5 指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、この法律で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。
 - 6 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

(市町村行動計画)

- 第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。
- 2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
 - 二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項
 - イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
 - ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
 - ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
 - 三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
 - 四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

- 3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聽かなければならない。
- 4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 7 前条第三項及び第八項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。
- 8 第三項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

(令三法五・一部改正)

(住民に対する予防接種の対象者等)

- 第二十七条の二 政府対策本部は、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる重要事項として、予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第六条第三項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

- 2 前項の規定により予防接種法第六条第三項の規定による予防接種の対象者を定めるに当たっては、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するものとする。

(令四法九六・追加)

(特定接種)

- 第二十八条 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

- 一 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であつて厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(第三項及び第四項において「登録事業者」という。)のこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。
 - 二 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。
- 2 前項の規定による指示をする場合には、政府対策本部長は、予防接種の期間を指定するものとする。
 - 3 厚生労働大臣は、第一項の規定による指示に基づき行う予防接種(以下この条及び第三十一

条第三項において「特定接種」という。)及び第一項第一号の登録の実施に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は登録事業者その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

- 4 厚生労働大臣は、特定接種及び第一項第一号の登録の円滑な実施のため必要があると認めるときは、登録事業者、都道府県知事、市町村長及び各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)に対して、労務又は施設の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた登録事業者、都道府県知事及び市町村長は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。
- 5 厚生労働大臣が行う特定接種は、予防接種法第六条第三項の規定による予防接種とみなして、同法(第十二条第二項、第二十六条及び第二十七条を除く。)の規定を適用する。この場合において、同法第七条、第八条、第九条の三及び第九条の四中「市町村長又は都道府県知事」とあり、並びに同法第十五条第一項、第十八条及び第十九条第一項中「市町村長」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第十五条第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項中「定期の予防接種については市町村、臨時の予防接種については都道府県又は市町村」とあり、及び同条第二項中「市町村」とあるのは「国」とする。
- 6 都道府県知事が行う特定接種は、予防接種法第六条第三項の規定による予防接種とみなして、同法(第二十六条及び第二十七条を除く。)の規定を適用する。この場合において、同法第十五条第一項、第十八条及び第十九条第一項中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十五条第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項中「定期の予防接種については市町村、臨時の予防接種については都道府県又は市町村」とあり、及び同条第二項中「市町村」とあるのは「都道府県」とする。
- 7 市町村長が行う特定接種は、予防接種法第六条第三項の規定による予防接種とみなして、同法(第二十六条及び第二十七条を除く。)の規定を適用する。この場合において、同法第十五条第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項中「定期の予防接種については市町村、臨時の予防接種については都道府県又は市町村」とあるのは「市町村」とする。

(平ニ五法ハ・令四法九六・一部改正)

(新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示等)

第三十一条の六 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等(国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章及び次章において同じ。)が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に

甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるときは、当該事態が発生した旨及び次に掲げる事項を公示するものとする。

- 一 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき期間
 - 二 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域
 - 三 当該事態の概要
- 2 前項第一号に掲げる期間は、六月を超えてはならない。
- 3 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等の発生の状況を勘案して第一項第一号に掲げる期間を延長し、又は同項第二号に掲げる区域を変更することが必要であると認めるときは、更に六月を超えない範囲内において当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をするものとする。当該延長に係る期間が経過した後において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。
- 4 政府対策本部長は、第一項の規定による公示をした後、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、同項に規定する事態が終了した旨を公示するものとする。
- 5 政府対策本部長は、第一項又は第三項の規定による公示をしたときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の実施に関する重要な事項を定めなければならない。
- 6 都道府県対策本部長は、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る第一項、第三項又は第四項の規定による公示を行うよう要請することができる。

(令三法五・追加、令四法九六・旧第三十一条の四繰下)

(新型インフルエンザ等緊急事態宣言等)

第三十二条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（第五項及び第三十四条第一項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。）をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

- 一 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間
 - 二 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域
 - 三 新型インフルエンザ等緊急事態の概要
- 2 前項第一号に掲げる期間は、二年を超えてはならない。
- 3 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等のまん延の状況並びに国民生活及び国民経済の状況を勘案して第一項第一号に掲げる期間を延長し、又は同項第二号に掲げる区域を変更する

ことが必要であると認めるときは、当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をし、及びこれを国会に報告するものとする。

- 4 前項の規定により延長する期間は、一年を超えてはならない。
- 5 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした後、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）をし、及び国会に報告するものとする。
- 6 政府対策本部長は、第一項又は第三項の公示をしたときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めなければならない。

（令三法五・令四法九六・一部改正）

（市町村対策本部の設置及び所掌事務）

第三十四条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

- 2 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

（市町村対策本部の組織）

第三十五条 市町村対策本部の長は、市町村対策本部長とし、市町村長をもって充てる。

- 2 市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 副市町村長
 - 二 市町村教育委員会の教育長
 - 三 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）
 - 四 前三号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者
- 3 市町村対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、市町村長が指名する。
- 4 市町村対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該市町村の職員以外の者を市町村対策本部の会議に出席させることができる。

（市町村対策本部長の権限）

第三十六条 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うことができる。

- 2 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置

に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。

- 3 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する第二十四条第四項の規定による要請を行うよう求めることができる。
- 4 市町村対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。
- 5 市町村対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。
- 6 市町村対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 7 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な要請をすることができる。

第二節 まん延の防止に関する措置

(感染を防止するための協力要請等)

第四十五条 特定都道府県の知事(以下「特定都道府県知事」という。)は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

- 2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設(通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。)、興行場(興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号)第一条第一項に規定する興行場をいう。)その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者(次項及び第七十二条第二項において「施設管理者等」という。)に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

- 3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため、政令で定める事項を勘案して特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 4 特定都道府県知事は、第一項若しくは第二項の規定による要請又は前項の規定による命令を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 5 特定都道府県知事は、第二項の規定による要請又は第三項の規定による命令をしたときは、その旨を公表することができる。

(令三法五・令五法一四・一部改正)

第四節 国民生活及び国民経済の安定に関する措置

(物資及び資材の供給の要請)

第五十条 特定都道府県知事又は特定市町村の長(以下「特定市町村長」という。)は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、特定都道府県知事にあっては指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定市町村長にあっては特定都道府県知事に対し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(令五法一四・一部改正)

(備蓄物資等の供給に関する相互協力)

第五十一条 指定行政機関の長等は、新型インフルエンザ等緊急事態において、その備蓄する物資及び資材の供給に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

(電気及びガス並びに水の安定的な供給)

- 第五十二条 電気事業者(電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第十七号に規定する電気事業者をいう。)及びガス事業者(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十二項に規定するガス事業者をいう。)である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。
- 2 水道事業者(水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第五項に規定する水道事業者をいう。)、水道用水供給事業者(同項に規定する水道用水供給事業者をいう。)及び工業用水道事業者(工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第五項に規定する工業用水道事業者をいう。)である地方公共団体及び指定地方公共機関は、新型インフルエン

ザ等緊急事態において、それぞれその都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。
(平二六法七ニ・平ニ七法四七・一部改正)

(運送、通信及び郵便等の確保)

第五十三条 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を適切に実施するため必要な措置を講じなければならない。

- 2 電気通信事業者(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。)である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、通信を確保し、及び新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置を講じなければならない。
- 3 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者をいう。)である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(緊急物資の運送等)

第五十四条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあっては運送事業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事にあっては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資並びに運送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材(第三項において「緊急物資」という。)の運送を要請することができる。

- 2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあっては医薬品等販売業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事にあっては医薬品等販売業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、配送すべき医薬品、医療機器又は再生医療等製品並びに配送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要請することができる。
- 3 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前二項の規定による要請に応じないときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、

新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の配送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前二項の事項を書面で示さなければならない。

(平ニ五法ハ四・一部改正)

(物資の売渡しの要請等)

第五十五条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。）であつて生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。

- 2 特定物資の所有者が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができる。
- 3 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができる。
- 4 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、特定都道府県知事の行う新型インフルエンザ等緊急事態措置を支援するため緊急の必要があると認めるとき、又は特定都道府県知事から要請があったときは、自ら前三項の規定による措置を行うことができる。

(埋葬及び火葬の特例等)

第五十六条 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第五条及び第十四条に規定する手続の特例を定めることができる。

- 2 特定都道府県知事は、埋葬又は火葬を行おうとする者が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣の定めるところにより、埋葬又は火葬を行わなければならない。
- 3 特定都道府県知事は、埋葬又は火葬を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととができる。

(新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等)

第五十七条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律
 (平成八年法律第八十五号) 第二条から第五条まで及び第七条の規定は、新型インフルエンザ等緊急事態(新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼしている場合に限る。)について準用する。この場合において、同法第二条の見出し中「特定非常災害」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態」と、同条第一項中「非常災害の被害者」とあるのは「新型インフルエンザ等のまん延の影響を受けた者」と、「法人の存立、当該非常災害により相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断を的確に行うことが困難となった者の保護、」とあるのは「法人の存立若しくは」と、「解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定」とあるのは「解決」と、「特定非常災害として」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態として」と、「特定非常災害が」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態が」と、同項並びに同法第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第五項並びに第七条中「特定非常災害発生日」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態発生日」と、同法第二条第二項、第四条第一項及び第二項、第五条第一項並びに第七条中「特定非常災害に」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態に」と、同法第三条第一項及び第三項中「特定非常災害の被害者」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態における新型インフルエンザ等のまん延の影響を受けた者」と読み替えるものとする。

(平ニ五法五四・一部改正)

(金銭債務の支払猶予等)

第五十八条 内閣は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の急速かつ広範囲なまん延により経済活動が著しく停滞し、かつ、国の経済の秩序を維持し及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置を待ついとまがないときは、金銭債務の支払(賃金その他の労働関係に基づく金銭債務の支払及びその支払のためにする銀行その他の金融機関の預金等の支払を除く。)の延期及び権利の保存期間の延長について必要な措置を講ずるため、政令を制定することができる。

2 災害対策基本法第百九条第三項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。

(生活関連物資等の価格の安定等)

第五十九条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、政府行動計画、都道府県行動計画又は市町村行動計画で定めるところにより、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和四十八年法律第四十八号)、国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第百二十一号)、物価統制令(昭和二十一年

勅令第百十八号)その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。

(新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資)

第六十条 政府関係金融機関その他これに準ずる政令で定める金融機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等緊急事態に関する特別な金融を行い、償還期限又は据置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減その他実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(通貨及び金融の安定)

第六十一条 日本銀行は、新型インフルエンザ等緊急事態において、その業務計画で定めるところにより、銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じ、信用秩序の維持に資するため必要な措置を講じなければならない。

習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和〇年〇月発行

発行 習志野市健康福祉部 健康支援課

所在地:〒275-8601 習志野市鷺沼 2-1-1

TEL:047-451-1151(代)

FAX:047-451-4822